

新型コロナ「困りごと」お聞かせくださいQ & A 【飛騨市公式ホームページ】

【令和2年8月分】

■8月26日～9月1日分（件数：2件）

1. 遠出について

Q 祖母の墓が沖縄にあり、墓参りと母の里帰りを兼ねて行きたいのですが、3月から3度も予約とキャンセルを繰り返しています。行っても良いでしょうか？
A 新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきありがとうございます。岐阜県においては9月1日に第2波非常事態宣言が解除され、県をまたぐ移動についての制限はありません。沖縄県においては、緊急事態宣言は9月6日に解除されましたが、『県をまたぐ往来は、事前に1週間は体温をチェックするなどの十分な健康観察と、感染予防対策の徹底をお願いします。』とあります。県外からの渡航を規制するものではありませんが、移動に自粛を求めている離島もあるようです。感染状況により、県や自治体の対応も変わっていきますので、里帰りされる際には、沖縄県に限らず行かれる市町村の直前の状況をご確認の上、感染防止対策をとって行動していただきますようお願いいたします。

2. 学校施設のトイレ清掃ボランティアについて

Q 古川西小学校校下の保護者です。現在新型コロナウイルスの影響から、児童によるトイレ掃除を行っておらず、先生やボランティアの保護者に掃除をお願いしている状況です。しかし、ボランティアが集まらず苦慮をしています。理由は、行う時間が13時30分から30分程度であり、仕事を持つ保護者は難しいからです。祖父母といっても、仕事をもってみえる方もみえると思います。何らかに対応していただければと思います。よろしくお願いします。
A 現在、古川西小学校では、学校全体の「清掃の時間」に合わせてトイレの清掃を行っているため、13時30分からの30分間となっております。ボランティアの方々には、この時間にご無理をお願いしておりますが、ボランティアの方々が一生涯懸命に作業をされているのを子どもたちが見て感謝の気持ちが強くなったり、この機会に教職員がボランティアの方と様々なお話ができるなどの利点もあり、大変感謝しております。 一方で、ご指摘のとおり時間設定が日中であり参加できる人が限定されるという問題がありますので、学校と学校運営協議会（地域住民、保護者等の代表）において、ご協力いただく時間や作業内容について再検討していくと伺っております。また、雇用でも対応できないか検討し、消毒等作業員を緊急雇用で募集してまいります。 コロナ禍という今までとは違う環境の中ですので、学校においても、できる限り柔軟に対応していくことが必要と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■8月12日～8月25日分（件数：1件）

1. 入浴施設の利用制限について

Q コロナ禍の中いつも色々な対応ありがとうございます。連休中に市内の温泉施設を利用したのですが、中・高校のスポーツ合宿で来られた子供さんが集団で入浴して来ました。多分地元の方や子連れ、お孫さんと入浴していた方が逃げるように出て行きました。最近では部活動やスポーツでの感染、クラスターが発生しています。他県の合宿や団体のお客様は利用人数の制限などできないでしょうか？色々な方に了解をしていただきたいのは分かりますが、地元の方が安心して了解出来る配慮もお願い出来ればありがたいと思います。
A 飛騨市の新型コロナウイルス感染症への様々な取り組みにつきまして、ご理解いただき誠にありがとうございます。その中で、市営の温泉施設では、玄関口における手指消毒や検温、机や椅子の消毒のほか、ロッカーや洗い場を間引きし、一度に利用できる人数をあらかじめ制限する等、様々な対策を行っております。 また、スポーツ合宿等にお越しになるお客様につきましても、発熱症状が無いことの確認や体調管理の記録など、コロナ対策をご自身で行った上で、宿泊施設やスポーツ施設を利用いただいております。 飛騨市としましては、地域の方が安心して暮らすの確保に努め、誰もが安心して施設利用できる環境を目指して対策を行ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

■8月5日～8月11日分（件数：3件）

1. 保育園における感染対策について

Q 保育園で水分を取るときに、以上児は水道の水を飲んでいると聞いた。みんなで同じ水道で水分を取って感染等広がらないか心配。（子供なので直接水道に口をつけてしまう事もあると思う）個人的に水筒を持たせたいが、自分の子だけだと、子供も友達から変な目で見られそうで怖い。感染症対策のため、夏の間、全員基本的に水筒持参にする予定はないのか、飛騨市の保育園全部がこういう現状なのかお聞きしたい。
A 市内では基本的には、持参していただいている自分のコップを使って、水道水や園で作った麦茶等で水分補給を行っています。また、職員が蛇口の消毒を行うと共に、蛇口に口を付けないよう指導をしているところです。

現在の対応となる以前は、水筒を持参していただいた事もありましたが、一部の園児には保冷の効かない水筒を持ってきたり、水筒内に汚れがあるにも関わらず持参されたりと、衛生上好ましくない事例がありました。また、園児の持参する水筒の中身や量の違いから、園児同士が水筒の回し飲みを行う心配がありました。

そのような事を総合的に考え、水道水や園が提供したものであれば、安全に水分を補給することが出来ると考えておりますので、現状どおりの対応とさせていただきます。但し、個人的に水筒を持参されたい方がありましたら各園にご相談ください。

2. 雇用調整助成金について

Q 市へお伺いすることではないのですが、雇用調整助成金を利用している状況で、5日間の有給取得義務は発生し、罰則もあるのでしょうか？

A 国の雇用調整助成金を活用した休業は、事業者が売上や受注等の減少により、業務量が減るなどの事業者側の都合により任意に労働者を休ませるものです。対して有給休暇は労働者が自らの都合により取得するものになりますので、全く別物になります。

したがって、雇用調整助成金を活用し5日間以上休業したとしてもそれは有給休暇を5日間取得したことにはなりません。なお、有給休暇未取得の場合は1人あたり30万円以下の罰金に処せられる可能性がありますので、最寄りの労働基準監督署にてご確認ください。

3. 県外チームとのスポーツ試合について

Q 8月11日、12日と県外からサッカーの試合に飛騨市のグラウンド利用されていると聞き驚きました。飛騨市のチームも参加していると聞きました。自粛とかはしなくてもいいのでしょうか。他の活動されている選手達は自粛しているのですが問題ないのでしょうか。何かあってからでは遅いんじゃないでしょうか。

A スポーツ活動につきましては、現在、甲子園で行われております高校野球交流試合のように、全国的にも競技そのものを自粛するのではなく、徹底した感染対策を行いながら実施されているのが現状です。

お寄せいただいた市内グラウンドの利用につきましても、岐阜県の策定した行動指針を踏まえ、飛騨市独自のガイドラインを作成し、適正な感染症対策をお願いしているところですが、利用者におかれましては、市のガイドラインのみならず、競技種目やイベントの主催者毎に設けられた独自のガイドラインに基づいて、更に徹底した感染予防対策に取り組んでいただいております。

市内に感染者が出ていない中、様々な不安もあろうかと存じますが、8月7日に発表しました「みんなにやさしいまちづくり宣言」でもお伝えさせていただきましたとおり、市民の皆様におかれましては、市外・県外から訪れた方々を恐れるのではなく、やさしく見守っていただき、引き続き自身の感染防止対策の徹底をお願いしたいと存じます。

■7月29日～8月4日分（件数：5件）

1. 発熱外来について

Q 飛騨市の細かなコロナ対策に感謝してます。安心して生活出来ています。夏休み、お盆の帰省、冬にむかい季節性インフルエンザも流行る事と思いますが、飛騨市にも発熱外来を作ってほしい。飛騨市民病院に。そのための市民病院だと思ふ。毎日の開設は、マンパワーなどなど厳しいと思いますが…検討してもらいたい。

A 新型コロナウイルス感染が疑われる方に関しては、飛騨保健所へ連絡して帰国者接触者外来の受診の必要性の判断を仰いでいただくことが原則であり、この対応は飛騨地域の市村では共通です。飛騨市民病院では、『発熱外来』という名称は用いておりませんが、発熱等の訴えのある患者様については一般患者様と交わらないよう動線を分けており、診察までの間も別室や自家用車で待機していただき、診察室も分けて対応しておりますので、どうか安心して受診していただきますようお願いいたします。

2. 飛騨地区外への部活動遠征、修学旅行等について

Q このような状況でありながら、飛騨地区外への遠征、修学旅行が決行されようとしています。いかがなものかと思ひます。全て県のガイドラインに沿っているとばかり言いますが、ガイドラインうんぬんより、市独自で今の感染者0を維持する取り組みをしてほしいです。今ただでさえ県外からの来訪者が多くリスクが高いのに、今後二重のリスクを負うことになるのではないかと不安でなりません。

A 学校行事や校外活動、部活動は、教室内で学ぶことのできない体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、子どもたちの健全な育ちに大切な学びとなります。「感染予防」と「安全対策」を講じつつ、活動内容や取り組み方を創意工夫し、対応してまいりますのでご理解をお願いいたします。

部活動は、飛騨地域3市1村の教育委員会で協議し、直近の感染状況を注視しながら、徹底した感染予防をした上で、活動を継続することとし、遠征（練習試合や合同練習等）については、「飛騨地区内の活動に留める。」「飛騨地区に他地区や他県を招くことも控える。」「泊を伴う活動は行わない。」としております。

また、学校行事は、各学校が、各地の感染状況を鑑み、「ウイズコロナ（新しい学校生活づくり）」の中で、何事も中止ではなく、どう工夫すれば実施できるかを深く考えています。その中で、修学旅行は、各学校が保護者や学校運営協議会と協議し、期日の延期や行先・泊数等の変更を進めています。子

どもたちの思いや考えを尊重した上で、これまで同様、子どもたちの「心身の健康」と「安心安全」を第一に考え、今しかできない「学びや思い出づくり」の実施に向けて取り組んでまいります。

飛騨市では8月7日に新型コロナ「みんなにやさしいまちづくり宣言」を発表したところですが、県外というだけで恐れるのではなく、大切なことは適切な感染防止対策を実施できるかどうかをしっかりと確認することですので、その上で慎重な判断と対応を行ってまいります。

3. 会社取引について

Q 現在困っているわけではありませんが、今後、困る人が出てくるかもしれませんので書かせていただきます。聞いた話ですが、市内に「一人でも感染者が出た取引先とは取引停止」と言っている会社があるそうです。こういった無茶な取引先いじめが、体調が悪くても出社し、感染していた場合には、より広げることに繋がります。直接聞いたわけではないため、真偽はわかりませんが、前もって、悪質な会社は名前を公表するという方針を出すなど、対策が必要と思います。

A 新型コロナで様々な情報をお聞きすることと思いますが、まずは冷静にその情報の出所やその内容の真意の確認が大切です。その上で、ご自身、ご家族、勤め先等に対して誹謗中傷、嫌がらせ行為等が発生したという場合は、市は飛騨警察署と情報共有して対応しますので、市の相談窓口まで情報提供をお願いします。(飛騨市新型コロナ「誹謗中傷等」相談窓口(危機管理課内):電話 0577-62-8902)

4. 県外チームとのスポーツ試合について

Q 小学生、中学生、部活動で県外との試合等は自粛している中、クラブチームが飛騨に宿泊したり飛騨のグラウンドを借りてサッカーの試合をしていて、高山のクラブチーム、飛騨のスクール所属の子ども達は試合に参加していますが、いいのでしょうか?心配です。中体連でもどの部活動も県大会なしになっているのにどうしてクラブチーム所属の選手はいいのでしょうか。

A まずもって新型コロナウイルスに関連した飛騨市のスポーツ施設及び学校体育施設の利用方法に関しては、岐阜県スポーツ施設における基本方針に準じて、飛騨市独自のガイドライン(飛騨市ホームページ掲載)を作成し、利用者の皆様に遵守して頂いております。

その上で、現在は市外利用者の制限は設けておりませんが、市内外の利用者全員に感染症対策を実施していただいております。消毒、3密回避、検温、感染対策チェックシート記入等の徹底をお願いしております。飛騨市では8月7日、新型コロナ「みんなにやさしいまちづくり宣言」を発表しましたが、市外・県外のチームというだけで恐れるのではなく、大切なことは、参加チーム全員が適切な感染防止対策を実施できるかどうかであり、主催者には慎重なご判断とご対応をお願いしてまいります。

5. 感染対策の徹底について

Q お盆になると帰省された方々が沢山来店し接客をする仕事をしています。元々持病がある上に今飲んでいる薬で免疫力が低下している私です。なのでコロナウイルスの事はとても怖くて会社のお金ではなく自費で次亜塩素酸水を会社を持って行き時間のある時に消毒作業はしていますが特にこれから忙しくなると消毒の時間すらままなりません。会社にも再三の提案をしてマスク着用の貼り紙をしても社長自らがそこまでしなくてもと外してしまい社長自身に対策をする気がないようで私自身これからのお盆シーズンが恐怖で仕方ないです。かと言って仕事を休めば給料減るので休めないです。どうしたらいいですか?

A 糖尿病や心臓病、呼吸器の病気などの持病がある方や免疫の病気のある方は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいと言われており、ご心配のことと思います。

職場の感染予防につきましては、業種ごとに感染拡大を防止するガイドライン等が作成されています。現場においてはその実践が求められていますので、当然感染防止対策を行わなければなりません。なかでも、マスク着用、手洗い(手指消毒)、環境消毒、換気、はすべての業種が対応すべき必須事項です。しかし、感染予防についてはどうしても人によって意識の差があることから、職場がすぐ変わらなくても、まずは感染からご自身を守る行動をお願いします。お客さんの多くはマスクをしていると思われるので、ご自身もマスクをしていることで感染リスクを減らすことができます。ウイルスに触れた手で、目や口、鼻を触ることから感染しますので、手洗いや手指消毒が感染を防ぎます。

感染対策の実施を強制できる法的根拠はありませんが、岐阜県では第2波非常事態が発表され、「感染防止対策を徹底しない店舗については、感染者が発生した場合は、店名公表、立ち入り検査を行う」とこととされています。市においても、引き続き各店舗や事業所に感染防止対策を実施していただくよう呼びかけていきます。